

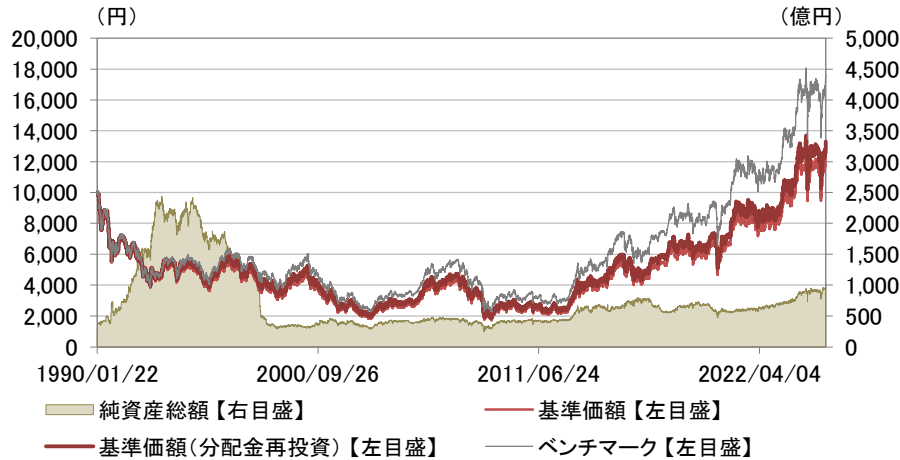
## インデックスファンド225

月次レポート

追加型投信／国内／株式／インデックス型

2025年  
06月30日現在

## ■基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額は1990年1月22日を10,000として指数化しています。
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。
- ・ベンチマークは、日経平均トータルリターン・インデックスです。
- ・詳しくは、後記の「本資料で使用する指数について」をご覧ください。
- ・ベンチマークは、1990年1月22日を10,000として指数化しています。

## ■基準価額および純資産総額

|              |          |
|--------------|----------|
| 基準価額(1万口当たり) | 10,965円  |
| 前月末比         | +691円    |
| 純資産総額        | 966.26億円 |

## ■分配金実績(1万口当たり、税引前)

| 決算期   | 決算日        | 分配金  |
|-------|------------|------|
| 第39期  | 2025/05/22 | 0円   |
| 第38期  | 2024/05/22 | 0円   |
| 第37期  | 2023/05/22 | 0円   |
| 第36期  | 2022/05/23 | 0円   |
| 第35期  | 2021/05/24 | 0円   |
| 第34期  | 2020/05/22 | 0円   |
| 設定来累計 |            | 535円 |

- ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## ■騰落率

|        | 過去1ヵ月 | 過去3ヵ月 | 過去6ヵ月 | 過去1年 | 過去3年  | 設定来    |
|--------|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| ファンド   | 6.7%  | 13.7% | 2.3%  | 3.6% | 60.0% | 136.7% |
| ベンチマーク | 6.8%  | 13.9% | 2.6%  | 4.3% | 62.9% | 321.7% |

- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
- ・また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
- ・分配金実績がある場合は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

## ■資産構成

|         | 比率    |
|---------|-------|
| 実質国内株式  | 99.6% |
| 内 現物    | 99.1% |
| 内 先物    | 0.5%  |
| コールローン他 | 0.4%  |

## ■組入上位10業種

| 業種       | 比率    | ベンチマーク<br>構成比 |
|----------|-------|---------------|
| 1 電気機器   | 26.5% | 26.8%         |
| 2 情報・通信業 | 13.4% | 13.5%         |
| 3 小売業    | 12.7% | 12.8%         |
| 4 化学     | 5.5%  | 5.5%          |
| 5 医薬品    | 5.4%  | 5.5%          |
| 6 機械     | 4.6%  | 4.7%          |
| 7 サービス業  | 4.5%  | 4.5%          |
| 8 輸送用機器  | 3.6%  | 3.6%          |
| 9 精密機器   | 3.2%  | 3.2%          |
| 10 卸売業   | 3.2%  | 3.2%          |

## ■組入上位10銘柄

| 銘柄              | 業種     | 比率   | ベンチマーク<br>構成比 |
|-----------------|--------|------|---------------|
| 1 ファーストリテイリング   | 小売業    | 9.7% | 9.8%          |
| 2 アドバンテスト       | 電気機器   | 6.9% | 7.0%          |
| 3 東京エレクトロン      | 電気機器   | 6.8% | 6.8%          |
| 4 ソフトバンクグループ    | 情報・通信業 | 5.1% | 5.2%          |
| 5 KDDI          | 情報・通信業 | 2.4% | 2.4%          |
| 6 リクルートホールディングス | サービス業  | 2.1% | 2.1%          |
| 7 TDK           | 電気機器   | 2.1% | 2.1%          |
| 8 信越化学工業        | 化学     | 1.9% | 2.0%          |
| 9 コナミグループ       | 情報・通信業 | 1.9% | 1.9%          |
| 10 中外製薬         | 医薬品    | 1.8% | 1.9%          |

組入銘柄数: 225銘柄

- ・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。
- ・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。
- ・業種は、東証33業種で分類しています。
- ・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

## ■本資料で使用する指数について

・日経平均トータルリターン・インデックス(日経225(配当込み))とは、東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、公表される株価指数です。当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたものです。当指数に関する知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、当指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。当指数は、日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は、当指数自体および当指数を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「日経」および当指数を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて日本経済新聞社に帰属しています。当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。日本経済新聞社は、当指数を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。日本経済新聞社は、当指数の構成銘柄、計算方法、その他当指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

# インデックスファンド225

## 追加型投信／国内／株式／インデックス型

### ファンドの目的・特色

#### ■ファンドの目的

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、わが国の株式の指標である日経平均株価（日経225）（配当込み）に連動する投資成果をめざします。

#### ■ファンドの特色

**特色1 日経平均株価（日経225）（配当込み）に連動する投資成果をめざします。**

・配当込みの日経平均株価（日経225）の値動きを示す「日経平均トータルリターン・インデックス」をベンチマークとします。

**特色2 「日経225マザーファンド」を通じて、原則として、日経平均株価（日経225）（配当込み）に採用されている銘柄に投資を行います。**

**特色3 原則として、株式の実質組入比率を高位に保ちます。**

・対象インデックスとの連動性を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用を行うことがあります。

#### ■ファンドの仕組み

・運用は主に日経225マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

#### ■分配方針

・年1回の決算時（5月22日（休業日の場合は翌営業日））に分配を行います。

・分配金額は、委託会社が経費等を控除後の配当等収益等を中心に、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### 投資リスク

#### ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

|             |                                                                                                                                   |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動<br>リスク | 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。                                                 |
| 信用<br>リスク   | 組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。 |
| 流動性<br>リスク  | 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。            |

#### ■その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。**

# インデックスファンド225

追加型投信／国内／株式／インデックス型

## 手続・手数料等

### ■お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 購入価額              | 購入申込受付日の基準価額<br>※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                |
| 換金単位              | 1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位<br>販売会社の取扱いにより単位が異なります。／販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                                                         |
| 換金価額              | 換金申込受付日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                |
| 申込締切時間            | 原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。<br>なお、販売会社によっては異なる場合があります。                                                                                                                                                                                                        |
| 換金制限              | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                               |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。                                                                                                                                                                              |
| 信託期間              | 無期限(1986年5月23日設定)                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 繰上償還              | 受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃されたとき等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。                                                                                                                                                                                                        |
| 決算日               | 毎年5月22日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 収益分配              | 年1回の決算時に分配を行います。<br>販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。                                                                                                                                                                                                                         |
| 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。NISAの概要等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。 |

### ■ファンドの費用

#### お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 購入価額に対して、**上限2.2%(税抜 2%)**(販売会社が定めます)  
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額 ありません。

#### お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) 日々の純資産総額に対して、**年率0.55%(税抜 年率0.50%)**をかけた額

その他の費用・手数料 監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。  
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。  
なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

2025年06月30日現在

## 販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: インデックスファンド225

| 商号                                  | 登録番号等                     | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品取引業協会 |
|-------------------------------------|---------------------------|---------|---------------------|---------------------|------------------------|
| アイザワ証券株式会社                          | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       | ○                   |                     | ○                      |
| 株式会社あいち銀行                           | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号     | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社青森みちのく銀行                        | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号      | ○       |                     |                     |                        |
| あかつき証券株式会社                          | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号   | ○       | ○                   | ○                   |                        |
| 阿波証券株式会社                            | 金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第1号    | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号    | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社池田泉州銀行                          | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号      | ○       |                     | ○                   |                        |
| 池田泉州TT証券株式会社                        | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号  | ○       |                     |                     |                        |
| 今村証券株式会社                            | 金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第3号    | ○       | ○                   |                     |                        |
| 岩井コスモ証券株式会社(※)                      | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号   | ○       | ○                   | ○                   |                        |
| SMBC日興証券株式会社(※)                     | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 株式会社SBI証券                           | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                     | ○                   | ○                      |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号     | ○       |                     | ○                   |                        |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号     | ○       |                     | ○                   |                        |
| 岡三証券株式会社                            | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号   | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 岡三にいがた証券株式会社                        | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号  | ○       |                     |                     |                        |
| おきぎん証券株式会社                          | 金融商品取引業者 沖縄総合事務局(金商)第1号   | ○       |                     |                     |                        |
| 香川証券株式会社                            | 金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第3号    | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社鹿児島銀行                           | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号      | ○       |                     |                     |                        |
| 九州FG証券株式会社                          | 金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号   | ○       |                     |                     |                        |
| 極東証券株式会社                            | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号   | ○       |                     |                     | ○                      |
| Jトラストグローバル証券株式会社                    | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号   | ○       | ○                   |                     |                        |
| 株式会社七十七銀行                           | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第5号      | ○       |                     | ○                   |                        |
| 七十七証券株式会社                           | 金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号   | ○       |                     |                     |                        |
| 十六TT証券株式会社(※)                       | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号  | ○       |                     |                     |                        |
| ソニー銀行株式会社                           | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号    | ○       |                     | ○                   | ○                      |
| 第四北越証券株式会社(※)                       | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号  | ○       |                     |                     |                        |
| ちばぎん証券株式会社                          | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号  | ○       |                     |                     |                        |
| 東海東京証券株式会社                          | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 株式会社徳島大正銀行                          | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号     | ○       |                     |                     |                        |
| とちぎんTT証券株式会社(※)                     | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号   | ○       |                     |                     |                        |
| 内藤証券株式会社                            | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号   | ○       |                     |                     | ○                      |
| 西日本シティTT証券株式会社                      | 金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号  | ○       |                     |                     |                        |
| 日産証券株式会社                            | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号  | ○       |                     | ○                   | ○                      |
| 浜銀TT証券株式会社(※)                       | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号 | ○       |                     |                     |                        |
| ばんせい証券株式会社                          | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号  | ○       |                     |                     |                        |
| PWM日本証券株式会社                         | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号   | ○       |                     |                     | ○                      |
| ひろぎん証券株式会社(※)                       | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号   | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社豊和銀行                            | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第7号      | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社北都銀行                            | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第10号     | ○       |                     |                     |                        |
| ほくほくTT証券株式会社                        | 金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号   | ○       |                     |                     |                        |
| 松井証券株式会社                            | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |                     | ○                   |                        |
| マネックス証券株式会社                         | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 丸三証券株式会社                            | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号  | ○       | ○                   |                     |                        |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                   | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                       | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号     | ○       | ○                   | ○                   |                        |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社               | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○                   |                     | ○                      |
| 株式会社宮崎銀行                            | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第5号      | ○       |                     |                     |                        |
| むさし証券株式会社                           | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号  | ○       |                     |                     | ○                      |
| 豊証券株式会社                             | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第21号   | ○       |                     |                     |                        |
| 楽天証券株式会社                            | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |

・商号欄に\*の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に(※)の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。